

## 家電4品目の取扱いについて

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づき、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫はメーカーがリサイクルします。

地区のごみ集積所や分別収集に出したり、クリーンセンターに持ち込むことはできません。

### 家電リサイクル法とは？

使われなくなった家電製品から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。小売業者（販売店）が収集・運搬し、製造業者（家電メーカー）などが回収してリサイクルします。

消費者には、適正な引渡しと、費用の負担が義務付けられています。

※不法投棄をした場合、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金の対象となります。

### 対象となる家電製品は？

① テレビ	ブラウン管式テレビ、ブラウン管式VTR内蔵テレビ、液晶・プラズマ式HDD・DVD内蔵テレビ 液晶・プラズマ式テレビ
② エアコン	壁掛型・床置型セントラルタイプ（室外機）、ウインドタイプ、壁掛型ガスヒーターエアコン 壁掛型・床置型ハイブリッドエアコン（石油、ガス、電気共用エアコン等） ※配管のみの搬入は個人による取替で分別されていけば受入する。
③ 洗濯機 衣類乾燥機	全自動洗濯機、2槽式洗濯機、洗濯乾燥機 ガス衣類乾燥機、電気衣類乾燥機
④ 冷蔵庫 冷凍庫	冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、ワイン庫（ワインセラー） 冷凍庫（チェスト形、アップライト形、引き出し形） ※冷温庫はメーカーによってリサイクルルートに乗らないため、低品位家電として受入する。 ※冷蔵庫内のガス、タコケースなど解体でなく単体で出たものは受入する。

・家電リサイクル法の対象品は、家庭用として製造・販売されたものになり、業務用として製造・販売されたものは対象となりません。

※家庭用のものを事業用として使用していた場合、家電リサイクル法の対象となり、クリーンセンターでは受入できません。

※事業用のものを家庭用として使用していた場合、家電リサイクル法の対象外となりますが、クリーンセンターでは受入できませんので、購入先か、専門業者にて処理してください。

### 家電リサイクル法の対象となる商品の処理方法は？

家電小売店か、買い換える小売店で処理してください。

詳細は、(財)家電製品協会ホームページ <http://www.aeha.or.jp/> をご覧ください。